

川崎市の資源物とごみについて

ごみを出す場所

近隣の方や町会等に聞いていただき、お近くの集積所を使用してよいか確認をしてください。
新築住宅の場合は不動産会社等でご確認ください。

主な分類

曜日は地域によって異なります。
※この他にも収集しているものがあります。

月～土で曜日を決めて集めているもの



月に2回



リチウムイオン電池等の
充電式電池は小物金属で
収集します。



※



※令和8年4月から、全市での「プラスチック資源」の収集を開始しました。
これまで「普通ごみ」として焼却していた「プラスチック製品」と「プラスチック製容器包装」を
一緒に収集してリサイクルします。

出し方

様々なツールで知ることが出来ます。

1 パンフレット



区役所でもらえます

2 アプリ



AppStore



GooglePlay

3 ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-23-1-1-0-0-0-0-0.html>

川崎市 ごみ リサイクル



問合せ先

地域を担当する事業所

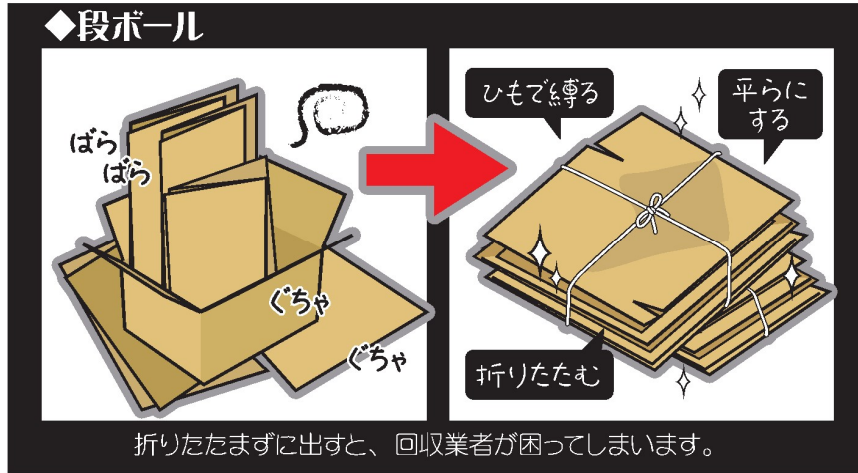
区	事業所	所在地	電話
川崎区	川崎生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9	044-266-5747
幸区・中原区	中原生活環境事業所	中原区中丸子 155-1	044-411-9220
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	044-866-9131
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	多摩区枅形 1-14-1	044-933-4111

受付日時：月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時45分まで

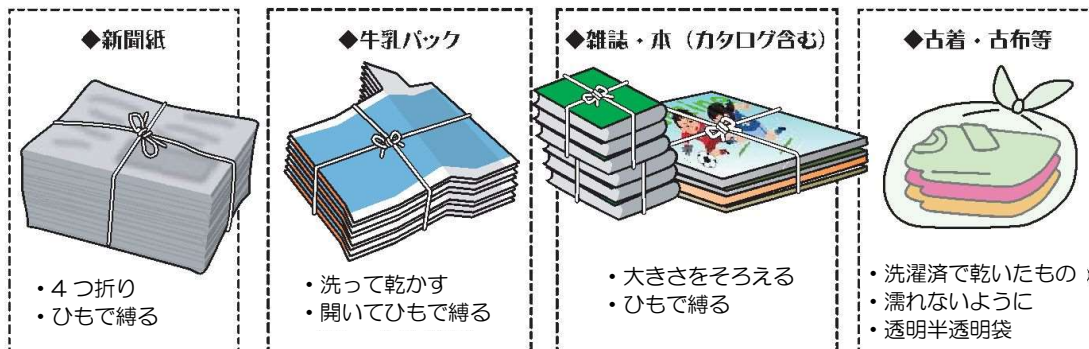
正しい

資源回収の出し方

段ボール・新聞・雑誌・本・牛乳パック、古着・古布類、リターナブルびんは市民団体が自主的に行う「資源集団回収」で回収しています。資源集団回収の集積所については、お住まいの生活環境事業所へお問い合わせください。



ほかにも…



一人ひとりの御協力が、リサイクル推進・ごみ減量につながります。
御協力お願いいたします。

⚠ 事業活動に伴って出るごみ

事業活動に伴って出るごみ（事業系ごみ）は、事業者自らが収集運搬許可業者に委託する等により適正に処理しなければなりません。事業系ごみは市では収集していません。

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。
不法投棄等とみなされますので、絶対に出さないでください。

詳しくは、各生活環境事業所（前面問合せ先参照）または減量推進課（044-200-2568）にお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。



事業系ごみの分類
・処理について



リーフレット
「川崎市で新たに事業を始める方へ」